

## 三箇自治会顕彰規程

第1条 三箇自治会において、役員及び会員の顕彰(表彰、感謝状)を行うについては、この規程の定めるところによる。

第2条 次の各号の一に該当する場合は、会長(区長)がこれを顕彰する。

(1) 区長又は副区長が離任したとき

(2) その他、特に賞揚するに当たると認められる場合

第3条 顕彰は、賞状の授与によりこれを行うものとし、記念品を加授するものとする。

第4条 顕彰は、総会においてこれを行う。ただし、会長(区長)において必要があると認めた場合は、その都度これを行う。

第5条 この規程に定めのない事項については、会長(区長)が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。